



平成 27 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 杉村倉庫
代表者名 取締役社長 柴山恒晴
(コード番号:9307 東証第2部)
問合せ先 取締役経営企画部長 佐伯 祐三
(TEL 06-6571-1221)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 152 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに社外取締役として適任者を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 26 条を新設します。また、「会社法の一部を改正する法律」が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように現行定款第 33 条第 2 項を変更するものであります。なお、定款第 26 条の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。また、上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	平成 27 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日

(別紙)

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p><u>第26条 (取締役の責任免除)</u> (新設)</p> <p>第26条～第32条 (条文省略)</p> <p>第33条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第34条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p><u>第26条 (取締役の責任免除)</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第27条～第33条 (現行どおり)</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>ー以下条数繰り下げー</p> <p>第35条～第43条 (現行どおり)</p>